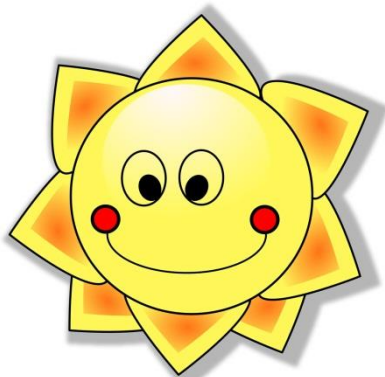


平成30年度

千葉市事業用 太陽熱利用給湯システム 設置費補助金のご案内



千葉市では、再生可能エネルギーの導入を促進するため、市内の高齢福祉施設、障害福祉施設及び医療施設に、太陽熱利用給湯システムを導入しようとする事業者に対し、補助金を交付します。

システム名	募集件数	受付方法	申請受付期間
太陽熱利用 給湯システム	1件	先着	平成30年8月1日(水) ～平成31年2月8日(金) (土・日・祝日を除く)

【書類の提出先・お問い合わせ】

〒260-0026 千葉市中央区千葉港2-1 千葉中央コミュニティセンター1階
千葉市住宅供給公社 総務グループ 事業企画係 (受付時間：9:00～17:00)

電話 043-245-7527

FAX 043-245-7517

E-mail jigyoun@cjkk.or.jp

※車でお越しの方は、千葉市役所本庁舎駐車場をご利用いただくと無料です(千葉中央コミュニティセンターの駐車場は有料です。)

【補助金交付担当課】千葉市環境保全課(温暖化対策室)



1 補助要件

■補助対象事業者

1 市内にある**高齢福祉施設、障害福祉施設及び医療施設**に対象システムを設置しようとする事業者

- **高齢福祉施設**とは・・・老人福祉法第5条の3に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター並びに介護保険法第8条第24項に規定する介護老人保健施設をいう。
- **障害福祉施設**とは・・・障害者総合支援法第29条第1項に規定する障害者支援施設をいう。
- **医療施設**とは・・・医療法第1条の5に規定する病院及び診療所並びに第2条に規定する助産所をいう。

※国、都道府県、市町村及び地方独立行政法人は除きます。

※対象システムを設置する施設の、既築・新築は問いません。

■補助を受けることができる条件（以下のすべてを満たしている必要があります）

- 1 システムの設置工事に着手していないこと（交付決定後に設置工事を開始すること）
- 2 市税の納付状況を市が確認することに同意し、かつ市税の滞納がないこと
- 3 同一の施設において、システムに係る補助金を市から受けたことがないこと
- 4 システムが以下の仕様に適合していること
- 5 システム設置前（1ヶ月ごと1年間、新築の場合不要、一年未満の既築の場合当該期間）と設置後（1ヶ月ごと2年間）の、システムに係る燃料使用量（灯油、都市ガス等）について報告できること。



2 システムの仕様

システムの仕様
<ul style="list-style-type: none"> ●太陽熱エネルギーを集めて給湯に利用する自然循環式の太陽熱温水器（自然循環式）又は不凍液等を強制循環する太陽熱集熱器と蓄熱槽から構成され、給湯や空調に利用するソーラーシステム（強制循環式） ●日本工業規格（JIS）に適合したもの又は一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL 部品）認定を受けたもの ●未使用品であること（中古品は対象となりません） ●事業の用にのみ供する設備であること ●太陽熱集熱器の総面積が20.0m²以上であること。

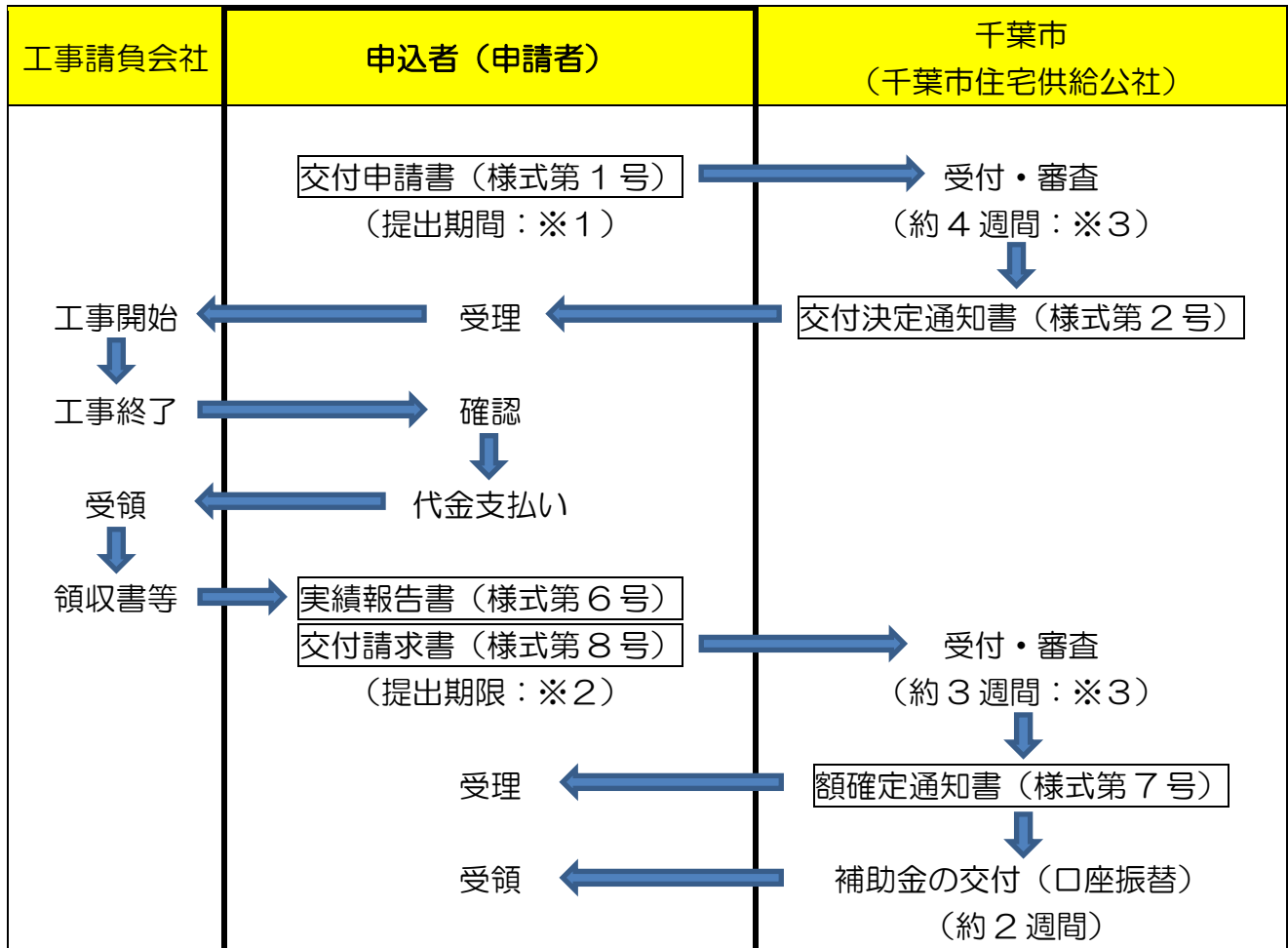


3 補助金の額と補助対象経費

補助金の額
<ul style="list-style-type: none"> ●補助率：補助対象経費の3分の1以内（千円未満切捨て） ●補助上限：100万円
補助対象経費
<ul style="list-style-type: none"> ●設備その他の付属機器等（配線・配線器具を含む）の購入、据付、工事に関する費用



4 補助金交付の流れ



※1 交付申請書の提出期間
 平成 30 年 8 月 1 日（水）～平成 31 年 2 月 8 日（金）（土・日・祝日を除く）

※2 実績報告書の提出期限
事業が完了した日（システムの使用が可能となった日）から 1 か月を経過した日まで。
ただし、上記期日より最終期限である平成 31 年 3 月 15 日（金）の方が早い場合は、その最終期限まで。実績報告書が最終期限までに提出されない場合、補助金の交付が受けられなくなりますので留意してください。

※3 受付・審査に要する期間は目安です。また、書類に不備や不足がある場合は、さらに日数がかかります。



5 補助金の交付を受けるために必要な手続

(1) 交付申請

ア 提出書類

- ① 千葉市事業用太陽熱利用給湯システム設置費補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 法人登記事項証明書（履歴事項証明書） ※申請者が個人の場合は個人営業証明書
- ③ ・【既築】登記事項証明書（建物）
※登記事項要約書では代えられません。
※登記情報提供サービスを使用して印刷された書類は不可です。法務局で取得した原本をご提出ください。
・【新築】建物の工事請負契約書の写し
- ④ システムの導入費用に係る見積書の写し（発行事業所の所在・名称を印字してください。）
※ 費用、型番、メーカー等の内訳が不明な場合は、見積内訳書も併せて添付してください。
- ⑤ システムの配置図
- ⑥ システムの設置予定箇所を明らかにする現況カラー写真（「施設の全景」・「近接」）
※実績報告時に提出する「システム設置後の写真」との比較が容易にできるよう留意して撮影してください。
- ⑦ システムを導入する施設の近辺の案内図（現地確認に行ける程度に施設の場所がわかるもの）
- ⑧ その他市長が必要と認める書類

イ 申請期間

平成30年8月1日（水）～平成31年2月8日（金）（土・日・祝日を除く。）
<受付時間：9:00～17:00>

ウ 提出方法 持参又は郵送（上記期日までに必着）

※郵送分は、上記期日までに、公社に到着した申請のみ受け付けます。

エ 提出先

〒260-0026 千葉市中央区千葉港2-1 千葉中央コミュニティセンター1階
千葉市住宅供給公社 総務グループ 事業企画係
電話 043-245-7527

オ 書類提出後の流れ

交付申請書類の提出後、約4週間（これよりかかる場合もあります）で市から「千葉市事業用太陽熱利用給湯システム設置費補助金交付決定通知書（様式第2号）」を発送します。この通知を受けた後、システムの設置工事に着手してください（この通知を受ける前にシステムの設置工事に着手した場合は、補助金を受けられませんのでご注意ください。）。なお交付申請書類受付後に、千葉市住宅供給公社職員が現地調査を行います。事前に調査日時を連絡しますので、建物写真等の着工前の写真撮影等にご協力をお願いします。

※交付決定通知を受けた後は、システムの設置工事を速やかに完了させ、(2)の実績報告書類を提出してください。

(2) 実績報告

ア 提出書類

- ① 千葉市事業用太陽熱利用給湯システム設置費補助金実績報告書（様式第6号）
- ② 施設が新築の場合は、登記事項証明書（建物）
※登記事項要約書では代えられません。
※登記情報提供サービスを使用して印刷された書類は不可です。法務局で取得した原本をご提出ください。
- ③ システムの導入費用に係る領収書の写し
※事業所の名称・所在地については印字された書類
※費用、型番、メーカー等の内訳が不明な場合は、領収内訳書も併せて添付してください。
- ④ システムの配置等を変更した場合は、変更後のシステムの配置図

- ⑤ システムを設置したことを明らかにする写真
 (「施設の全景」・「近接」・「システムの銘板等」)
 ※交付申請時に提出した「システム設置前の写真」との比較が容易にできるように撮影してください。
- ⑥ 千葉県事業用太陽熱利用給湯システム設置費補助金交付請求書(様式第8号)
- ⑦ 振込依頼書
- ⑧ その他市長が必要と認める書類

イ 提出期限

事業が完了した日(システムの使用が可能となった日)から1か月を経過した日まで。

ただし、上記期日より最終期限である平成31年3月15日(金)の方が早い場合は、その最終期限まで(必着)。

実績報告書が最終期限までに提出されない場合、補助金が受けられなくなりますのでご注意ください。

ウ 提出方法 持参又は郵送(上記期日までに必着)

エ 提出先

〒260-0026 千葉市中央区千葉港2-1 千葉中央コミュニティセンター1階

千葉市住宅供給公社 総務グループ 事業企画係

電話 043-245-7527



6 注意事項

- (1) 各種提出書類の押印欄には、提出する書類全てに同一の印(代表者印等)を使用してください。
- (2) 公的機関が発行する書類(登記事項証明書等)は、3ヶ月以内に発行した書類を提出してください(郵送の場合は、書類の原本を提出してください。持参で書類を提出され、窓口で原本の確認ができた場合は、写しの提出でも構いません)。
- (3) 申請者の方は、本補助金制度についてご理解いただき、各種手続については、原則として申請者本人が行ってください。ただし、手続代行届(様式第11号)を提出することにより、手続の代行を工事請負業者等に依頼することができます。この場合、手続の代行を依頼したことによる事故等については、一切の責任を負いかねます。また、手続を代行した場合でも、交付決定通知書等、市が申請者あてに発行する文書は、申請者に直接送付しますので、手続代行者は申請者との連絡調整を緊密に行ってください。
- (4) (3)の手続代行者に申請書等作成を依頼し、かつ、その作成費用を支払う場合、手続代行者は行政書士または、行政書士法人に限定されますのでご注意ください。
- (5) 各種提出書類には、提出期限が定められています。提出書類は、よく確認した上で提出してください。書類の不備や不足により書類が受け付けられないことによる損害等については、一切の責任を負いかねます。
- (6) その他書類の記入にあたってご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先までお問い合わせください。

【書類の提出先・お問い合わせ】

〒260-0026 千葉市中央区千葉港2-1 千葉中央コミュニティセンター1階

千葉市住宅供給公社 総務グループ 事業企画係(受付時間: 9:00~17:00)

電話 043-245-7527

FAX 043-245-7517

E-mail jigyou@cjkk.or.jp

※車でお越しの方は、千葉市役所本庁舎駐車場をご利用いただくと無料です(千葉中央コミュニティセンターの駐車場は有料です。)

【補助金交付担当課】千葉市環境保全課(温暖化対策室)